



2018年5月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 邦 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 北 村 清 士
(コード番号 8346 東証第一部)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 高 野 真 司
T E L (024)523-3131 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

東邦銀行（頭取 北村 清士）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月22日開催予定の第115回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当行は、2018年3月23日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、監査・監督機能の強化等により、コーポレート・ガバナンスを一層充実し、企業価値のさらなる向上に取り組んでいくことを目的に監査等委員会設置会社へ移行いたします。
- (2) これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、ならびに取締役および取締役会に関する規定の変更を行います。
- (3) また、2015年5月施行の「会社法の一部を改正する法律」により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となっていることに伴う規定の変更を行います。
- (4) さらに、株主総会の招集権者および議長の定めについて、円滑な株主総会の運営を確保するため、これらのものに事故あるときの代行者に関する規定の整備を行います。
- (5) その他、上記の変更に伴う条数繰上げなど、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月22日（金）
定款変更の効力発生日	2018年6月22日（金）

以 上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議にもとづき取締役頭取がこれを招集する。</p> <p>第13条③～第14条 (条文省略) (議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>② 取締役頭取に事故あるときは、<u>取締役副頭取がこれにあたり、取締役副頭取欠員または事故あるときは、取締役会の定める順序により専務取締役および常務取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第16条～第18条 (条文省略) (議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議 <u>または取締役会より委任を受けた取締役の決定</u> によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会 <u>または取締役会より委任を受けた取締役の決定</u> において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議にもとづき取締役頭取がこれを招集する。<u>取締役頭取に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第13条③～第14条 (現行どおり) (議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役頭取に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり) (議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>② <u>新たに選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(代表取締役) 第24条 (条文省略) ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定め、その分配は取締役会の決議によって定める。 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>は、<u>14名以内とする。</u> ② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u> (取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役頭取1名</u>を定め、取締役会長、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (代表取締役) 第24条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役</u>を選定することができる。 (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 ② <u>監査等委員である取締役以外の各取締役の報酬等については、前項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会 は取締役頭取が招集し、その議長となる。取締役頭取に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の4日前に各取締役 および各監査役 に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役 および監査役 の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>取締役の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第29条～第30条 (条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役 <u>および監査役 がこれに記名 捺印</u>して当銀行に保存する。 (新設)</p> <p>(社外取締役 の責任限定契約)</p> <p>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役 との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数)</p> <p>第33条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>③ <u>監査等委員である各取締役の報酬等については、第1項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める。</u></p> <p>第26条 (現行どおり) (取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会 の招集権者および議長は、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の4日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>議決に加わることができる 取締役の過半数が出席し、その 取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第29条～第30条 (現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名 <u>押印</u>して当銀行に保存する。 (業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第32条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役 の責任限定契約)</p> <p>第33条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任) <u>第34条 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) <u>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め、その分配は監査役間の協議によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) <u>第38条 監査役会の招集通知は、会日の4日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議) <u>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会 規程) <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会 規程による。</u></p> <p>(監査役会の議事録) <u>第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約) <u>第42条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第34条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会 の招集) <u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の4日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議) <u>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会 規程) <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会 規程による。</u></p> <p>(監査等委員会 の議事録) <u>第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印して当銀行に保存する。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
第6章 計算 第43条～第46条 (条文省略)	第6章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)